条 件 付 一 般 競 争 入 札 参 加 申 請 書

令和　　年　　月　　日

ＳＡＧＡ２０２４佐賀市実行委員会　会長　坂井　英隆　様

共同企業体の名称 ＳＡＧＡ２０２４国スポ佐賀市開催競技会会場警備・交通誘導警備・

夜間警備実施業務共同企業体

共同企業体の代表者の

住所、会社名及び代表者　 　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（電話番号 　　　　　　　　　 ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ　　　　　　　　　　　)

共同企業体の構成員の

住所、会社名及び代表者　 　　　　　　　　　　　印

今般、連帯責任によって業務委託の共同施行を行うため、上記のとおり共同企業体を結成し、代表者を定めて、ＳＡＧＡ２０２４佐賀市実行委員会の発注に係る下記業務委託の入札に参加したいので、この参加申請書及び添付書類を添えて資格審査を申請します。

なお、この資格審査申請書の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１ 業務委託の名称　　ＳＡＧＡ２０２４国スポ佐賀市開催競技会会場警備・交通誘導警備・夜間警備実施業務

２　令和６～８年度競争入札参加資格における業者番号

|  |
| --- |
| 業者番号 |
|  |

３　添付書類

（１）ＳＡＧＡ２０２４国スポ佐賀市開催競技会会場警備・交通誘導警備・夜間警備実施業

務共同企業体協定書

（２）資本的関係・人的関係調査票【様式２】

（３）営業概要書【様式３】

申請内容に関する照会先

商号又は名称：

担当部署：

担当者：

電話番号：

メールアドレス：

ＳＡＧＡ２０２４国スポ佐賀市開催競技会会場警備・交通誘導警備・夜間警備実施業務共同企業体協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、ＳＡＧＡ２０２４佐賀市実行委員会が発注するＳＡＧＡ２０２４国スポ佐賀市開催競技会会場警備・交通誘導警備・夜間警備実施業務（内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条 当共同企業体は、ＳＡＧＡ２０２４国スポ佐賀市開催競技会会場警備・交通誘導警備・夜間警備実施業務共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（成立の時期及び解散の時期）

第３条 当企業体は、令和　　年　　月　　日に成立し、業務の委託契約履行後３月を経過するまでの間は解散することができない。

２ 業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び氏名）

第４条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　住　　 所

　　会　社　名

　　代表者名

　　住　　 所

　　会　社　名

　　代表者名

（代表者の名称）

第５条 当企業体は、 　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第６条 当企業体の代表者は、業務の施行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第７条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

会社名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　％

２ 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第８条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第９条 各構成員は、業務の委託契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第１０条 当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　　とし、代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第１１条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第１２条 決算の結果利益を生じた場合には、第７条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第１３条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第７条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第１４条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１５条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が業務を完了する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第７条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第１５条の２　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１６条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産し又は解散した場合においては、第１５条第２項から第５項までを準用する。

　（代表者の変更）

第１６条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなかった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第１７条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第１８条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　 外　　者は、上記のとおり共同企業体協定書を締結したので、これを証するため本協定書　　通を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自１通を保有し、ＳＡＧＡ２０２４佐賀市実行委員会へ申請書類として１通提出するものとする。

令和　　年　　月　　日

　　　住　　　所

　　　　　　会　社　名

　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　住　　 所

　　　　　　会　社　名

　　　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印